

期 日 平成 24 年 2 月 24 日
会 場 東京都 芝パークホテル

全国国民健康保険診療施設協議会
通常総会議案

社団法人

全国国民健康保険診療施設協議会

会 議 次 第

1. 開 会
2. 会 長 挨 拶
3. 来 賓 挨 拶
4. 議 長 選 出
5. 議 事 録 署 名 人 選 出
6. 議 事
7. 協 議
8. 閉 会

附 議 事 項

1 議決事項

議案第1号	平成24年度全国国民健康保険診療施設協議会事業計画について……………	3
議案第2号	平成24年度全国国民健康保険診療施設協議会収支予算について……………	8
議案第3号	会長専決事項委任について……………	23
議案第4号	一時借入金について……………	24
議案第5号	公益社団法人全国国民健康保険診療施設協議会の定款及び規程について…	25
議案第6号	役員を選任について……………	67

2 協 議

議案第1号

平成24年度全国国民健康保険診療施設協議会
事業計画について

平成24年度全国国民健康保険診療施設協議会事業計画について、別紙のとおり定めたい。

平成24年2月24日提出

(社)全国国民健康保険診療施設協議会
会 長 廣 畑 衛

平成24年度全国国民健康保険診療施設協議会事業計画

全国国民健康保険診療施設協議会（略称「国診協」）は、国民健康保険法に基づいて設置される国民健康保険診療施設（国保直診）を会員とし、国保直診が多く立地している中山間地域・へき地・離島における保健・医療・介護・福祉の連携統合を図り、超高齢社会に対応する地域包括医療・ケア（地域包括ケアシステム）事業の推進を目的として、全国国保地域医療学会を開催する他、種々の活動を積極的に実施しているところである。

政府・与党は、超高齢社会、雇用基盤の変化、社会保障費の急速な増大などを背景に現役世代も含めた全ての人が、より受益を実感できる社会保障制度の再構築を目指して「社会保障・税一体改革素案」を示したところである。その中には、市町村国保の財政運営の都道府県単位化、高齢者医療制度の見直し、地域包括ケアシステムの創設などが含まれている。

また、平成24年度は診療報酬・介護報酬の同時改定が行われる年であり、改正の基本的な考え方は、医療と介護の役割分担の強化と地域における連携体制の強化の推進及び地域生活を支える在宅医療等の充実等である。特に「地域包括ケアシステムの基盤強化」が介護報酬改定に示されており、その改正内容の充実が待たれるところである。なお、医療資源が限られた地域（自己完結した医療を提供している地域、医療従事者の確保等が困難な地域、医療機関が少ない地域）への対応についての検討も進められており、地域包括医療・ケアの充実への要望とともに中山間地域等医療資源不足に悩む我々国保直診に対する支援を引き続き強く要望していくこととする。

このような情勢を踏まえ、国診協においては国保直診ヒューマンプランの基本理念のもと、都市部の超高齢化も視野に入れた新しい時代における国保直診の役割、機能を確立し、医師・看護師の確保等その基盤強化を図るための事業を実施することが最大の課題である。このため、国、国民健康保険中央会、都道府県国民健康保険団体連合会その他関係団体と緊密な連携を図りながら、次の事業を実施するものとする。

なお、国診協にとっては、本年度、公益社団法人として新たなスタートの年であり、改めて超高齢社会に対応する地域包括医療・ケアの構築のため、今後とも事業の充実に努めていくものである。

1. 重点事業

(1) 組織体制の強化

国保直診の運営・事業活動の強化及び公立病院改革等へ対応するため、都道府県国保直診開設者（市町村長）協議会活動の充実と連携強化、都道府県協議会並びにブロック組織の活動強化を図るとともに会員相互及び会員と国診協との連携、情報交換を密接にする等により組織の強化、活性化を図る。

(2) 地域包括医療・ケアの推進

① 国保直診を拠点とする地域包括医療・ケアの普及推進に資するため、地域の関係機関との連携を密にしつつ、国保直診及び国保総合保健施設等による特定健診・特定保健指導等を中心とする保健事業、介護・福祉事業への取り組みを強化する。

② 地域包括医療・ケアを実践する施設及び医師、歯科医師並びにコ・メディカル職員の認定の普及を図り、地域包括医療・ケアの推進を図る。

(3) 医療制度改革への適切な対応

医療保険者による特定健診・特定保健指導を適切に実施していくものとする。

(4) 公立病院改革への対応

医師・看護師不足が続く中ではあるが、平成20年度中に総務省へ提出された「改革プラン」による会員施設の取組状況により適切な対応を行うものとする。

(5) 医師・歯科医師臨床研修制度への適切な対応

医師・歯科医師臨床研修制度において、国保直診が研修施設として地域包括医療・ケアを実践できる医師・歯科医師の養成に積極的に参画するよう、「地域医療」に関する指導医の養成等支援活動を充実する。

(6) 会員施設における経営合理化、安定化の推進

会員施設におけるレセプト電算処理システム等による事務の効率化及び医師等の人材確保を推進するため、国保特別調整交付金等の活用など会員施設の経営の安定化を図る。

(7) 研究、研修の充実

全国国保地域医療学会を開催する他、各種研究、研修事業を充実する。

2. 諸会議の開催

(1) 総会、理事会、監事会の開催

(2) 正副会長会議、常務理事会、各委員会・部会の開催

(3) 都道府県国保直診開設者協議会会長会議の開催

(4) 都道府県協議会会長・協議会設置都道府県国保連合会事務局長合同会議の開催

3. 主要事業

(1) 学会・研修会・研究会の開催

① 第52回全国国保地域医療学会

○ 開催期日 平成24年10月5日（金）～6日（土）

- 開催地 熊本県熊本市「市民会館崇城大学ホール・熊本市国際交流会館」
- メインテーマ 「地域包括医療・ケアに新しい風を」
～火の国くまもとから吹きわたる～
- ② 第26回地域医療現地研究会
 - 開催期日 平成24年5月25日（金）～26日（土）
 - 開催地 千葉県東庄町、旭市
 - メインテーマ 「総合医育成で地域医療再生」
～地域包括医療・ケアにおける中小病院の役割～
- ③ 地域包括医療・ケア研修会
 - 開催期日 平成25年1月25日（金）～26日（土）
 - 開催地 東京都
- ④ 国保直診口腔保健研修会
 - 開催期日 平成24年10月4日（木）
 - 開催地 熊本県熊本市
- ⑤ 海外保健・医療・介護・福祉視察研修
 - 開催期日 平成24年6月3日（日）～10日（日）
 - 開催地 フランス
- ⑥ 医師臨床研修指導医養成講習会
 - 開催期日 平成24年7月～平成25年3月（年8回程度）
- (2) 調査研究事業
 - ① 地域包括ケアシステムの確立とその普及推進及び国保直診の役割に関する調査研究事業
 - ② 老人保健健康増進等事業及び社会福祉振興助成事業に関する調査研究事業
- (3) 地域包括医療・ケア認定事業

地域包括医療・ケア活動を実践している施設及び地域包括医療・ケア活動に従事する医師、歯科医師並びにコ・メディカル職員の認定制度の充実を図り、地域包括医療・ケアの推進を行う。
- (4) 関係団体と共同して医師等斡旋事業の実施及び各種広報媒体の活用等による医師確保対策事業の充実
- (5) 都道府県で開催される国保地域医療学会への支援
- (6) 都道府県国保直診開設者協議会に対する支援
- (7) 都道府県協議会の活動に対する支援
- (8) 会長表彰（地域包括医療推進功労者表彰及び第51回全国国保地域医療学会優秀研究表彰）
- (9) 広報
 - ① 季刊「地域医療」誌の発行並びに内容の充実及び読者層の拡大

- ② 増刊「地域医療（第51回全国国保地域医療学会特集）」の発行
- ③ 国診協ホームページの充実と活用
- ④ 保健・医療・介護・福祉に関する国の動向等情報の早期提供

議案第2号

平成24年度全国国民健康保険診療施設協議会
収支予算について

平成24年度全国国民健康保険診療施設協議会収支予算について、別紙のとおり定めたい。

平成24年2月24日提出

(社)全国国民健康保険診療施設協議会
会 長 廣 畑 衛

別紙

平成24年度

収支予算書

(社)全国国民健康保険診療施設協議会

収支予算書総括表

平成24年4月1日から

平成25年3月31日まで

I 収入の部

(単位：千円)

科 目	合 計	一般会計	退職金 特別会計	地域包括医 療調査研究 奨励基金特 別会計	地域包括医 療・ケア認 定事業特別 会計
I 収入の部					
1 会費収入	101,000	101,000	0	0	0
(1) 会費収入	101,000	101,000	0	0	0
2 助成金収入	56,000	56,000	0	0	0
(1) 助成金収入	56,000	56,000	0	0	0
3 財産収入	1,000	0	0	1,000	0
(1) 利子及び配当金収入	1,000	0	0	1,000	0
4 認定審査料収入	2,700	0	0	0	2,700
(1) 認定審査料収入	2,700	0	0	0	2,700
5 繰入金	1,000	0	1,000	0	0
(1) 他会計繰入金	1,000	0	1,000	0	0
6 特定預金取崩収入	22,738	0	0	22,738	0
(1) 特定預金取崩収入	22,738	0	0	22,738	0
7 諸収入	5,306	5,304	1	0	1
(1) 預金利子	6	4	1	0	1
(2) 雑入	5,300	5,300	0	0	0
当期収入合計 (a)	189,744	162,304	1,001	23,738	2,701
前期繰越収支差額	6,114	4,475	5,070	0	△ 3,431
収入合計 (b)	195,858	166,779	6,071	23,738	△ 730

Ⅱ 支出の部

(単位：千円)

科 目	合 計	一般会計	退 職 金 特別会計	地域包括医 療調査研究 奨励基金特 別会計	地域包括医 療・ケア認 定事業特別 会計
Ⅱ 支出の部					
1 管理費	82,488	82,488	0	0	0
(1) 会議費	11,130	11,130	0	0	0
(2) 一般管理費	56,118	56,118	0	0	0
(3) 事務所管理費	15,240	15,240	0	0	0
2 事業費	20,860	20,860	0	0	0
(1) 渉外費	300	300	0	0	0
(2) 振興費	4,830	4,830	0	0	0
(3) 学会開催費	5,500	5,500	0	0	0
(4) 研究研修費	8,430	8,430	0	0	0
(5) 広報推進費	1,800	1,800	0	0	0
3 老人保健健康増進等事 業費	50,000	50,000	0	0	0
(1) 調査研究費	50,000	50,000	0	0	0
4 社会福祉振興助成事業 費	6,000	6,000	0	0	0
(1) 調査研究費	6,000	6,000	0	0	0
5 調査研究奨励基金事業 費	23,738	0	0	23,738	0
(1) 事業振興費	6,710	0	0	6,710	0
(2) 学会開催費	3,100	0	0	3,100	0
(3) 広報推進費	13,928	0	0	13,928	0
6 地域包括医療ケア認定 事業費	2,586	0	0	0	2,586
(1) 地域包括医療ケア認 定事業費	2,586	0	0	0	2,586
7 給与金	0	0	0	0	0
(1) 退職手当金	0	0	0	0	0
8 繰出金	1,000	1,000	0	0	0
(1) 他会計繰出金	1,000	1,000	0	0	0
9 予備費	1,500	1,500	0	0	0
(1) 予備費	1,500	1,500	0	0	0
当期支出合計 (c)	188,172	161,848	0	23,738	2,586
当期収支差額 (a - c)	1,572	456	1,001	0	115
次期繰越収支差額 (b - c)	7,686	4,931	6,071	0	△ 3,316

収 支 予 算 書

平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで

合 計 (1)

(単位：千円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増△減	備 考
I 収入の部				
1 会費収入	101,000	103,000	△ 2,000	
(1) 会費収入	101,000	103,000	△ 2,000	
2 助成金収入	56,000	70,000	△ 14,000	
(1) 助成金収入	56,000	70,000	△ 14,000	
3 財産収入	1,000	1,000	0	
(1) 利子及び配当金収入	1,000	1,000	0	
4 認定審査料収入	2,700	2,700	0	
(1) 認定審査料収入	2,700	2,700	0	
5 繰入金	1,000	1,000	0	
(1) 他会計繰入金	1,000	1,000	0	
6 特定預金取崩収入	22,738	23,482	△ 744	
(1) 特定預金取崩収入	22,738	23,482	△ 744	
7 諸収入	5,306	4,805	501	
(1) 預金利子	6	5	1	
(2) 雑入	5,300	4,800	500	
当期収入合計 (a)	189,744	205,987	△ 16,243	
前期繰越収支差額	6,114	19,455	△ 13,341	
収入合計 (b)	195,858	225,442	△ 29,584	

合 計 (2)

(単位：千円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増△減	備 考
Ⅱ 支出の部				
1 管理費	82,488	81,893	595	
(1) 会議費	11,130	10,828	302	
旅費	7,840	7,840	0	
需用費	1,950	1,488	462	
役務費	540	500	40	
使用料及び賃借料	800	1,000	△ 200	
(2) 一般管理費	56,118	55,825	293	
給料	19,000	19,000	0	
職員手当	15,680	15,680	0	
共済費	4,771	4,771	0	
報償費	882	882	0	
旅費	300	300	0	
交際費	300	300	0	
需用費	1,740	4,370	△ 2,630	
役務費	6,675	3,552	3,123	
使用料及び賃借料	6,600	6,600	0	
備品購入費	100	100	0	
公課費	70	270	△ 200	
(3) 事務所管理費	15,240	15,240	0	
使用料及び賃借料	15,240	15,240	0	
償還利子及び割引料	0	0	0	
2 事業費	20,860	23,310	△ 2,450	
(1) 渉外費	300	240	60	
需用費	300	240	60	
(2) 振興費	4,830	3,940	890	
旅費	1,620	0	1,620	
需用費	1,210	3,940	△ 2,730	
役務費	2,000	0	2,000	
負担金補助金及び交付金	0	0	0	
(3) 学会開催費	5,500	4,200	1,300	
旅費	1,200	0	1,200	
需用費	3,700	3,600	100	
役務費	600	600	0	
負担金補助金及び交付金	0	0	0	
(4) 研究研修費	8,430	1,930	6,500	
報償費	800	0	800	
旅費	6,830	1,630	5,200	
需用費	800	300	500	
負担金補助金及び交付金	0	0	0	
(5) 広報推進費	1,800	13,000	△ 11,200	
報償費	480	480	0	
需用費	120	11,320	△ 11,200	
役務費	1,200	1,200	0	

合 計 (3)

(単位：千円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増△減	備 考
3 老人保健健康増進等事業費	50,000	50,000	0	
(1) 調査研究費	50,000	50,000	0	
報償費	2,900	2,900	0	
旅費	16,000	16,000	0	
需用費	15,400	15,400	0	
委託費	13,000	13,000	0	
使用料及び賃借料	800	800	0	
負担金補助金及び交付金	1,900	1,900	0	
4 社会福祉振興助成事業費	6,000	20,000	△ 14,000	
(1) 調査研究費	6,000	20,000	△ 14,000	
報償費	640	2,133	△ 1,493	
旅費	1,430	4,767	△ 3,337	
需用費	3,930	13,100	△ 9,170	
5 調査研究奨励基金事業費	23,738	24,482	△ 744	
(1) 事業振興費	6,710	20,082	△ 13,372	
需用費	0	8,620	△ 8,620	
役務費	0	4,752	△ 4,752	
負担金補助金及び交付金	6,710	6,710	0	
(2) 学会開催費	3,100	4,400	△ 1,300	
需用費	0	1,300	△ 1,300	
負担金補助金及び交付金	3,100	3,100	0	
(3) 広報推進費	13,928	0	13,928	
需用費	12,200	0	12,200	
役務費	1,728	0	1,728	
6 地域包括医療・ケア認定事業費	2,586	2,586	0	
(1) 地域包括医療・ケア認定事業費	2,586	2,586	0	
報償費	280	280	0	
旅費	2,080	2,080	0	
需用費	20	20	0	
役務費	6	6	0	
使用料及び賃借料	200	200	0	
委託費	0	0	0	
7 給与金	0	1	△ 1	
(1) 退職手当金	0	1	△ 1	
8 繰出金	1,000	1,000	0	
(1) 他会計繰出金	1,000	1,000	0	
9 予備費	1,500	1,500	0	
(1) 予備費	1,500	1,500	0	
当期支出合計 (c)	188,172	204,772	△ 16,600	
当期収支差額 (a - c)	1,572	1,215	357	
次期繰越収支差額 (b - c)	7,686	20,670	△ 12,984	

収 支 予 算 書

平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで

一般会計 (1)

(単位：千円)

科 目	予算額	前年度予算額	増△減	備 考
I 収入の部				
1 会費収入	101,000	103,000	△ 2,000	会員 20' 21' 22' 23' 会員病院 323 313 309 304 診療所 572 566 557 551 計 895 879 866 855
(1) 会費収入	101,000	103,000	△ 2,000	
2 助成金収入	56,000	70,000	△ 14,000	老人保健健康増進 等事業及び社会福 祉振興助成事業費 経費
(1) 助成金収入	56,000	70,000	△ 14,000	
3 諸収入	5,304	4,803	501	
(1) 預金利子	4	3	1	預金利子
(2) 雑入	5,300	4,800	500	・研修会負担金 ・広告掲載料、図 書購読料 ・賠償責任保険事 務手数料
当期収入合計 (a)	162,304	177,803	△ 15,499	
前期繰越収支差額	4,475	17,839	△ 13,364	
収入合計 (b)	166,779	195,642	△ 28,863	

科 目	予算額	前年度予算額	増△減	備 考
II 支出の部				
1 管理費	82,488	81,893	595	
(1) 会議費	11,130	10,828	302	理事会、総会、常務理事会、正副会長会議等経費
旅費	7,840	7,840	0	
需用費	1,950	1,488	462	
役務費	540	500	40	
使用料及び賃借料	800	1,000	△ 200	
(2) 一般管理費	56,118	55,825	293	
給料	19,000	19,000	0	職員給与
職員手当	15,680	15,680	0	
共済費	4,771	4,771	0	
報償費	882	882	0	経理事務指導報酬
旅費	300	300	0	
交際費	300	300	0	慶弔見舞い
需用費	1,740	4,370	△ 2,630	インターネット回線、メールサーバー使用料、経理機器保守料等
役務費	6,675	3,552	3,123	郵便料金、宅配便、電話料、ネットワーク保守料等
使用料及び賃借料	6,600	6,600	0	事務機器リース等
備品購入費	100	100	0	事務用備品購入
公課費	70	270	△ 200	法人都民税
(3) 事務所管理費	15,240	15,240	0	
使用料及び賃借料	15,240	15,240	0	事務所家賃、清掃費
償還利子及び割引料	0	0	0	

科 目	予算額	前年度予算額	増△減	備 考
2 事業費	20,860	23,310	△ 2,450	
(1) 渉外費	300	240	60	
需用費	300	240	60	要望書提出、交渉関係経費
(2) 振興費	4,830	3,940	890	
旅費	1,620	0	1,620	ブロック会議、都道府県学会への出席経費
需用費	1,210	3,940	△ 2,730	委員会諸費用、国保情報等
役務費	2,000	0	2,000	資料梱包代
負担金補助金及び交付金	0	0	0	
(3) 学会開催費	5,500	4,200	1,300	
旅費	1,200	0	1,200	全国学会役員等出席旅費
需用費	3,700	3,600	100	優秀研究表彰論文集、全国学会特集号等の作成
役務費	600	600	0	学会特集号等の送料
負担金補助金及び交付金	0	0	0	
(4) 研究研修費	8,430	1,930	6,500	
報償費	800	0	800	老人保健福祉調査研究会謝金
旅費	6,830	1,630	5,200	①老人保健福祉調査研究会旅費 ②指導医講習会閉講式旅費 ③現地研究会関係旅費 ④委員会委員旅費
需用費	800	300	500	各種研修会会場費等諸費用
負担金補助金及び交付金	0	0	0	
(5) 広報推進費	1,800	13,000	△ 11,200	
報償費	480	480	0	地域医療誌原稿料
需用費	120	11,320	△ 11,200	国保直診リーフレット、広報用封筒の作成
役務費	1,200	1,200	0	地域医療誌梱包発送

科 目	予算額	前年度予算額	増△減	備 考
3 老人保健健康増進等事業費	50,000	50,000	0	
(1) 調査研究費	50,000	50,000	0	
報償費	2,900	2,900	0	学識委員謝金
旅費	16,000	16,000	0	委員会旅費
需用費	15,400	15,400	0	印刷製本費等経費
委託費	13,000	13,000	0	データ集計等の委託
使用料及び賃借料	800	800	0	会議会場借料
負担金補助金及び交付金	1,900	1,900	0	実施施設への交付金
4 社会福祉振興助成事業費	6,000	20,000	△ 14,000	
(1) 調査研究費	6,000	20,000	△ 14,000	
報償費	640	2,133	△ 1,493	学識委員謝金
旅費	1,430	4,767	△ 3,337	委員会旅費
需用費	3,930	13,100	△ 9,170	印刷製本費、実施施設への経費
5 繰出金	1,000	1,000	0	
(1) 他会計繰出金	1,000	1,000	0	
6 予備費	1,500	1,500	0	
(1) 予備費	1,500	1,500	0	
当期支出合計 (c)	161,848	177,703	△ 15,855	
当期収支差額 (a - c)	456	100	356	
次期繰越収支差額 (b - c)	4,931	17,939	△ 13,008	

収 支 予 算 書

平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで

退職金特別会計

(単位：千円)

科 目	予算額	前年度予算額	増△減	備 考
I 収入の部				
1 繰入金	1,000	1,000	0	一般会計からの繰入金
(1) 他会計繰入金	1,000	1,000	0	
2 諸収入	1	1	0	
(1) 預金利子	1	1	0	
当期収入 (a)	1,001	1,001	0	
前期繰越収支差額	5,070	4,048	1,022	
収入合計 (b)	6,071	5,049	1,022	
II 支出の部				
1 給与金	0	1	△1	
(1) 退職手当金	0	1	△1	
当期支出合計 (c)	0	1	△1	
当期収支差額 (a - c)	1,001	1,000	1	
次期繰越収支差額 (b - c)	6,071	5,048	1,023	

収 支 予 算 書

平成24年4月1日から

平成25年3月31日まで

地域包括医療調査研究奨励基金特別会計

(単位：千円)

科 目	予算額	前年度予算額	増△減	備 考
I 収入の部				
I 財産収入	1,000	1,000	0	
(1) 利子及び配当金収入	1,000	1,000	0	
2 特定預金取崩収入	22,738	23,482	△ 744	
(1) 特定預金取崩収入	22,738	23,482	△ 744	
当期収入 (a)	23,738	24,482	△ 744	
前期繰越収支差額	0	0	0	
収入合計 (b)	23,738	24,482	△ 744	
II 支出の部				
1 調査研究奨励基金事業費	23,738	24,482	△ 744	
(1) 事業振興費	6,710	20,082	△ 13,372	
需用費	0	8,620	△ 8,620	
役務費	0	4,752	△ 4,752	
負担金補助金及び交付金	6,710	6,710	0	①ブロック協議会への助成 ②都道府県協議会等振興費 ③開設者協議会への助成
(2) 学会開催費	3,100	4,400	△ 1,300	
需用費	0	1,300	△ 1,300	
負担金補助金及び交付金	3,100	3,100	0	都道府県国保学会への助成
(3) 広報推進費	13,928	0	13,928	
需用費	12,200	0	12,200	地域医療誌作成
役務費	1,728	0	1,728	ホームページソフト保守料
当期支出合計 (c)	23,738	24,482	△ 744	
当期収支差額 (a - c)	0	0	0	
次期繰越収支差額 (b - c)	0	0	0	

収支予算書

平成24年4月1日から

平成25年3月31日まで

地域包括医療・ケア認定事業特別会計

(単位：千円)

科 目	予算額	前年度予算額	増△減	備 考
I 収入の部				
1 認定審査料収入	2,700	2,700	0	
(1) 認定審査料収入	2,700	2,700	0	
2 雑収入	1	1	0	
(1) 預金利子	1	1	0	
当期収入合計 (a)	2,701	2,701	0	
前期繰越収支差額	△ 3,431	△ 2,432	△ 999	
収入合計 (b)	△ 730	269	△ 999	
II 支出の部				
1 地域包括医療・ケア認定事業費	2,586	2,586	0	
(1) 地域包括医療・ケア認定事業費	2,586	2,586	0	
報償費	280	280	0	委員等の謝金
旅費	2,080	2,080	0	委員の旅費
需用費	20	20	0	
役務費	6	6	0	
使用料及び賃借料	200	200	0	
委託費	0	0	0	
当期支出合計 (c)	2,586	2,586	0	
当期収支差額 (a - c)	115	115	0	
次期繰越収支差額 (b - c)	△ 3,316	△ 2,317	△ 999	

正味財産増減予算書

平成24年4月1日から

平成25年3月31日まで

(単位：千円)

	公益目的事業会計			法人会計			計		
	予算額	前年度 予算額	増減額	予算額	前年度 予算額	増減額	予算額	前年度 予算額	増減額
I 一般正味財産増減の部									
1. 経常増減の部									
(1) 経常収益									
特定資産運用益									
特定資産受取利息	1,000	1,000	0	0	0	0	1,000	1,000	0
受取会費									
正会員受取会費	77,719	78,301	△582	22,781	24,199	△1,418	100,500	102,500	△2,000
賛助会員受取会費	250	250	0	250	250	0	500	500	0
事業収益									
認定審査料収益	2,700	2,700	0			0	2,700	2,700	0
受取補助金等									
受取国庫助成金	50,000	50,000	0			0	50,000	50,000	0
受取独立行政法人 助成金	6,000	20,000	△14,000			0	6,000	20,000	△14,000
雑収益									
雑収益	3,306	2,453	853	2,000	2,350	△350	5,306	4,803	503
経常収益計	140,975	154,704	△13,729	25,031	26,799	△1,768	166,006	181,503	△15,497
(2) 経常費用									
事業費									
給料手当	29,235	29,235	0	—	—	—	29,235	29,235	0
共済費	4,022	4,022	0	—	—	—	4,022	4,022	0
旅費交通費	29,556	24,873	4,683	—	—	—	29,556	24,873	4,683
賃借料	19,411	19,411	0	—	—	—	19,411	19,411	0
諸謝金	5,764	6,457	△693	—	—	—	5,764	6,457	△693
交際費	253	253	0	—	—	—	253	253	0
需用費	37,460	57,188	△19,728	—	—	—	37,460	57,188	△19,728
役務費	10,076	8,969	1,107	—	—	—	10,076	8,969	1,107
委託費	13,000	13,000	0	—	—	—	13,000	13,000	0
支払負担金	11,710	11,710	0	—	—	—	11,710	11,710	0
雑費	84	85	△1	—	—	—	84	85	△1
管理費									
給料手当	—	—	—	5,445	5,445	0	5,445	5,445	0
共済費	—	—	—	749	749	0	749	749	0
旅費交通費	—	—	—	7,744	7,744	0	7,744	7,744	0
賃借料	—	—	—	4,229	4,429	△200	4,229	4,429	△200
諸謝金	—	—	—	218	218	0	218	218	0
交際費	—	—	—	47	47	0	47	47	0
需用費	—	—	—	3,910	6,510	△2,600	3,910	6,510	△2,600
役務費	—	—	—	2,673	1,641	1,032	2,673	1,641	1,032
雑費	—	—	—	16	16	0	16	16	0
経常費用計	160,571	175,203	△14,632	25,031	26,799	△1,768	185,602	202,002	△16,400
経常増減額	△19,596	△20,499	903	0	0	0	△19,596	△20,499	903

会長専決事項委任について

会長専決事項委任について、次のとおり定めたい。

会員において新たな負担義務を生じない場合の予算補正は、常務理事会の承認を経て、会長において専決処分することができる。ただし、次回の理事会及び総会において報告しなければならない。

平成24年2月24日提出

(社)全国国民健康保険診療施設協議会
会 長 廣 畑 衛

議案第4号

一時借入金について

平成24年度における事業運営のため、次の限度内において一時借入金をすることができるように定めたい。

一般会計

借入限度額	20,000千円
借入先	都市銀行
利率	短期プライムレートによる
借入時期	必要の都度
借入期限	年度内

平成24年2月24日提出

(社)全国国民健康保険診療施設協議会
会長 廣 畑 衛

公益社団法人全国国民健康保険診療施設協議会 の定款及び規程について

平成24年4月発足予定の公益社団法人全国国民健康保険診療施設協議会の定款及び諸規程について、別紙のとおり定めたい。

1. 定款
2. 都道府県協議会・ブロック協議会設置規程
3. 委員会設置規程
4. 賛助会員規程
5. 理事及び監事の選任に関する規程
6. 名誉会長の推薦及び顧問の委嘱に関する規程
7. 名誉会員、特別会員及び参与の委嘱に関する規程
8. 参与の委嘱期間に関する規程
9. 常任顧問及び相談役顧問の委嘱に関する規程
10. 会費規程
11. 地域包括医療・ケア事業推進資金の運用規程
12. 役員の報酬等及び費用に関する規程

平成24年2月24日提出

(社)全国国民健康保険診療施設協議会
会 長 廣 畑 衛

公益社団法人全国国民健康保険診療施設協議会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人全国国民健康保険診療施設協議会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、治療と予防の一体的運営を地域医療の分野に実現し、社会保障及び国民保健の向上に寄与しようとする国民健康保険の理念に立脚し、国民健康保険施設の機能の充実強化と地域医療に関する医学の向上、並びに施設の運営の合理化を図り、もって地域社会における地域包括医療・ケアの推進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域医療に関する調査及び研究
- (2) 国民健康保険診療施設の運営及び管理の合理化、機能の充実強化を図るための調査及び研究
- (3) 国民健康保険診療施設関係者の研修、教育及び指導
- (4) 地域医療の調査研究に関する学会の開催
- (5) 国民健康保険診療施設関係者の福祉事業並びに顕彰
- (6) 国民健康保険診療施設における医療従事者の確保
- (7) 関係機関及び団体との連絡協議
- (8) 前各号に関する資料の発刊及び情報の交換
- (9) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 全国の国民健康保険診療施設の管理者たる医師・歯科医師
- (2) 賛助会員 理事会の推薦する者及びこの会の趣旨に賛同する者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

（会員の資格の取得）

第6条 本会の正会員及び賛助会員になろうとする者は、第21条第3項で定める会長（以下「会長」という。）が別に定める入会申込書により申し込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

（経費の負担）

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及びそれ以降毎年、会員は、社員総会において別に定める額（以下「会費」という。）を支払う義務を負う。

2 前項の会費については、その2分の1以上は公益目的事業のために、残余はその他の事業及び管理費用のために充当するものとする。

（会費の不返還）

第8条 既に納入した会費は、いかなる理由があっても返還しない。

（任意退社）

第9条 会員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

（除名）

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 会費を滞納したとき。
- (2) この定款その他規則に違反したとき。
- (3) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (4) その他除名すべき正当な理由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、除名の決議を行う社員総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

（会員資格の喪失）

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡したとき。
- (4) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。

第4章 社員総会

（構成）

第12条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額並びに理事及び監事の報酬等の支給基準
- (4) 事業報告及び決算（貸借対照表、正味財産増減計算書及びこれらの附属明細書並びに財産目録）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 事業の全部の譲渡
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3カ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催することができる。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条で定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任

することとする。

(書面表決等)

第19条 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の社員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び社員総会の都度選出された議事録署名人2名が、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第21条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 20名以上40名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長、8名以内を常務理事とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び常務理事をもって同法の第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、副会長及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

3 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度ごとに4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総

会の終結の時までとする。

3 補欠又は増員として選任された理事の任期及び補欠として選任された監事の任期は、前任者又は他の在任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退社した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(名誉会長)

第28条 本会に名誉会長を置くことができる。

2 名誉会長は、1名以内とする。

3 名誉会長は、理事会において推薦された者につき社員総会において選任する。

4 名誉会長は、会長の諮問に応え、会長に対し意見を述べることができる。

5 名誉会長が心身の故障のため、職務の執行に支障があり又はこれに堪えないときは、理事会の決議によって解任することができる。

6 名誉会長の報酬は、無償とする。

7 名誉会長には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、社員総会の決議により別に定める。

(顧問)

第29条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の同意を得て、国民健康保険診療施設の育成発展に功労のあった者又は学識経験者のある者を会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じ、本会の各会議に出席して意見を述べるすることができる。

4 顧問が心身の故障のため、職務の執行に支障があり又はこれに堪えないときは、理事会の決議によって解任することができる。

5 顧問の報酬は、無償とする。

6 顧問には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、社員総会の決議により別に定める。

第6章 理事会

(構成)

第30条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(種類及び開催)

第33条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 法人法第101条第2項の規定に基づき、監事から招集の請求があったとき。

(5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(取引の制限)

第36条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 理事が自己又は第三者のために本会の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

- (2) 理事が自己又は第三者のために本会と取引をしようとするとき。
- (3) 本会が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において本会と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 民法（明治29年法律第89号）第108条の規定は、前項の承認を受けた同項第2号の取引については、適用しない。

3 第1項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

（責任の一部免除）

第37条 本会は、理事及び監事の法人法第111条第1項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、理事会の決議により賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 本会は、外部役員（法人法第113条第1項第2号ロに規定する外部理事及び同法第115条第1項に規定する外部監事をいう。）との間で、前項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、賠償責任を限度とする契約を理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償限度の限度額は、金10万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

（議事録）

第38条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 委員会、部会等

（設置）

第39条 本会は、各種の重要事項を研究討議し、或いは専門的事項について調査研究を行うために、委員会及び部会を設けることができる。

2 委員会及び部会の設置については、理事会の承認を得た上で、会長が別に定める。

第8章 資産及び会計

（事業年度）

第40条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第41条 本会の事業計画書、収支予算書、資産調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第43条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 本会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第46条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1カ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第47条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 事務局

(設置等)

第48条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、会長が任免する。ただし、事務局長に関しては、理事会の承認を得るものとする。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、社員総会の決議を経て会長が別に定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 本会の公告は、電子公告による。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって、前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本会の最初の代表理事は、青沼 孝徳とし、最初の業務執行理事は、次に掲げるものとする。

押淵 徹、高見 徹、赤木 重典、小野 剛、阿部 吉弘、福山 悦男、
樋口 定信、金丸 吉昌、瀬戸上健二郎

公益社団法人全国国民健康保険診療施設協議会 都道府県協議会・ブロック協議会設置規程

(目的)

第1条 本会は定款第3条に基づき、本協議会の目的である地域包括医療・ケアの推進を地方において推進するため、都道府県ごとに協議会（以下「都道府県協議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 都道府県協議会は、都道府県の国民健康保険診療施設が組織する団体、又は都道府県国民健康保険団体連合会の医療部会、もしくはこれに準ずる組織とする。

(事業)

第3条 本会は都道府県協議会に対して、次の事業及び機能を委嘱する。

- (1) 本会が主催する全国国保地域医療学会、地域医療現地研究会、地域包括医療・ケア研修会への参画
 - (2) 本会が主催する全国国保地域医療学会や地域医療現地研究会の実施支援
 - (3) 地域包括医療・ケアの推進を行うために必要な事業
 - (4) 本会との連絡調整窓口
 - (5) ブロック協議会の形成
 - (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事業
- 2 都道府県協議会は、その組織の目的で独自の事業を行うことができる。
- 3 都道府県協議会には、本会の会員以外の組織等も参画することができる。
- 4 都道府県協議会の事務局は、都道府県協議会において定める。

(連絡会議)

第4条 第3条第1項の目的を達成するために、本会に都道府県協議会連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

- 2 連絡会議は年1回開催するものとし、その他必要に応じて開催することができるものとする。

(ブロック協議会)

第5条 都道府県協議会は別表に従い、以下に示す全国8ブロックのいずれかに所属し、各ブロック協議会を組織する。

- (1) 北海道 : 北海道国民健康保険診療施設連絡協議会
- (2) 東北 : 東北地方国保診療施設協議会
- (3) 関東甲信静 : 関東甲信静地区国保診療施設協議会
- (4) 東海北陸 : 東海北陸地方国保診療施設協議会
- (5) 近畿 : 近畿地方国保診療施設協議会

- (6) 中国 : 中国地方国保診療施設協議会
- (7) 四国 : 国保診療施設四国ブロック会
- (8) 九州 : 九州地方国民健康保険診療施設協議会

2 ブロック協議会は、次の役割を果たすものとする。

- (1) ブロック協議会が主催する学会の開催
- (2) 本会が主催する全国国保地域医療学会や地域医療現地研究会の実施支援
- (3) 都道府県協議会の会員相互の連携及び情報交換に関すること
- (4) その他、本会との連絡に関すること

3 ブロック協議会には、都道府県協議会の会員以外の組織等も参画することができる。

4 ブロック協議会の事務局は、都道府県協議会において定める。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は都道府県協議会において定める。

(改廃)

第7条 この規程の制定改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

- 1. この規程は、本会が公益社団法人の移行登記を行った日より施行する。
- 2. 社団法人全国国民健康保険診療施設協議会支部及びブロック協議会が独自に制定している規程等においては、「支部」とあるものは、当分の間、それぞれ「都道府県協議会」と読みかえるものとする。

別 表

ブロック協議会	所 属 都 道 府 県
北海道	北海道
東北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県
関東甲信静	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県
東海北陸	富山県、石川県、福井県、愛知県、岐阜県、三重県
近畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

公益社団法人全国国民健康保険診療施設協議会委員会設置規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人全国国民健康保険診療施設協議会（以下「本会」という。）の会務執行の的確と事業推進を図るために設置する委員会について定めることを目的とする。

(設 置)

第2条 本会に開設者委員会、総務企画委員会、調査研究委員会、広報情報委員会、地域医療・学術委員会、施設経営委員会及び地域ケア委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 開設者委員会は、会長直轄の委員会とし、その他の委員会は常務理事会の指揮監督の下にあって事業を行うほか、常務理事会に意見具申を行う。

3 委員会の事業の一部を専門的に実施するため、次の各号のとおりそれぞれ委員会の下に専門部会を置く。

(1) 地域医療・学術委員会 歯科保健部会 診療所部会

(2) 地域ケア委員会 摂食嚥下・NST研究部会、在宅医療推進部会、看護・介護部会及びリハビリテーション部会

(委員の選任)

第3条 委員会（部会）にそれぞれ委員長（部会長）、副委員長（副部会長）及び委員（以下「委員等」という。）を置く。

2 委員等は、原則として本会の会員及び会員施設所属職員の中から会長が指名する。

3 前項の規定にかかわらず、会長は、学識経験者を委員等に委嘱することができる。

(任 期)

第4条 委員等の任期は2年とし、本会の役員の任期と同じものとし、補欠委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の所管事項)

第5条 委員会の所管事項は、別表第1のとおりとする。

(部会の所管事項)

第6条 部会の所管事項は、別表第2のとおりとする。

(作業部会)

第7条 会長は、委員会及び部会に関わる個別の案件について必要があると認めるときは、委員会及び部会の中に作業部会を設けることができる。

2 作業部会の委員の指名又は委嘱については、第3条第2項及び第3項の規定を準用する。

3 作業部会は、その事業目的を達成したときに終了する。

(意見の聴取)

第8条 委員会及び部会において必要と認めるときは、委員等以外の会員、会員施設所属職員又は学識経験者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(委員会の招集)

第9条 委員会、部会及び作業部会は、会長が招集する。

(特別委員会の設置)

第10条 本会の運営に関する特に重要な事項並びに国等の助成を受けて行う事業等を円滑、的確に遂行するため必要がある場合は、第2条第1項及び第3項の規定にかかわらず、その都度特別委員会を設置することができる。

2 特別委員会の運営については、第3条、第7条、第8条及び第9条の規定を準用する。

3 特別委員会は、その事業目的を達成したときに終了するものとし、委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、特別委員会の設置期間と同じくすることができる。

(その他)

第11条 この規程の施行について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、本会が公益社団法人の移行登記を行った日より施行する。

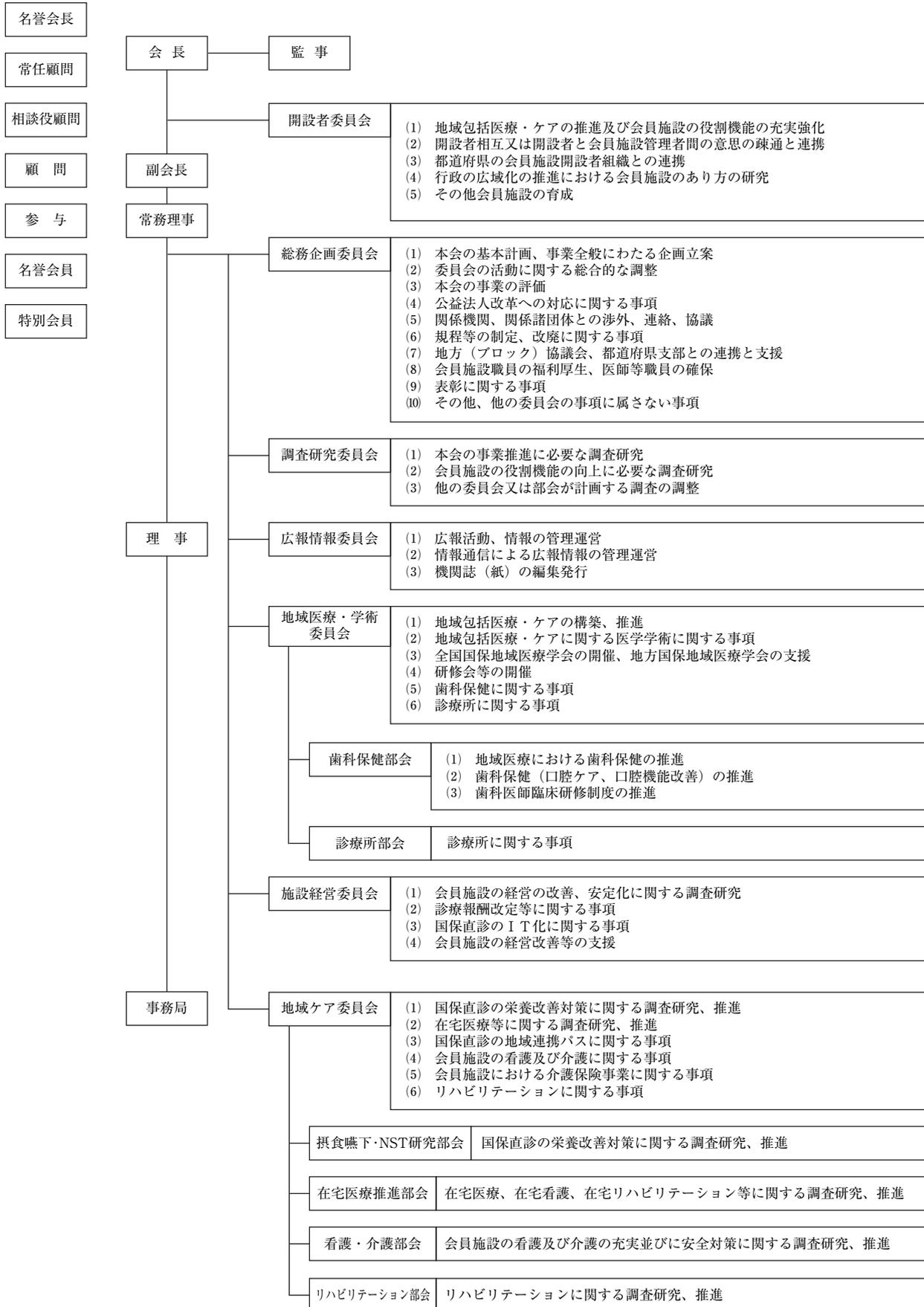
別表第1（委員会の所管事項）

委員会の名称	所 管 事 項
開設者委員会	(1) 地域包括医療・ケアの推進及び会員施設の役割機能の充実強化 (2) 開設者相互間又は開設者と施設管理者間の意思の疎通と連携 (3) 都道府県の開設者組織との連携 (4) 行政の広域化の推進における会員施設のあり方 (5) その他会員施設の育成
総務企画委員会	(1) 本会の基本計画及び事業全般にわたる企画立案 (2) 委員会の活動に関する総合的な調整 (3) 本会の事業の評価 (4) 関係機関、関係諸団体との渉外、連絡、協議 (5) 規程等の制定、改廃 (6) 地方（ブロック）協議会、都道府県支部との連携と支援 (7) 会員施設職員の福利厚生、医師等職員の確保 (8) 表彰に関する事項 (9) その他、他の委員会の事項に属さない事項
調査研究委員会	(1) 本会の事業推進に必要な調査研究 (2) 会員施設の役割機能の向上に資する調査研究 (3) 他の委員会及び部会が計画する調査の調整
広報情報委員会	(1) 広報活動、情報の管理運営 (2) 情報通信による広報情報の管理運営 (3) 機関誌（紙）の編集発行
地域医療・学術委員会	(1) 地域包括医療・ケアの構築、推進 (2) 地域包括医療・ケアに関する医学学術に関する事項 (3) 全国国保地域医療学会の開催及び地方国保地域医療学会の支援 (4) 研修会等の開催 (5) 歯科保健に関する事項 (6) 診療所に関する事項
施設経営委員会	(1) 会員施設の経営の改善、安定化の推進に必要な調査研究 (2) 診療報酬改定等に関する事項 (3) 国保直診のIT化に関する事項 (4) 会員施設の経営改善等の支援
地域ケア委員会	(1) 国保直診の栄養改善対策（地域における関係機関等と連携して取り組む栄養改善対策を含む。）に関する調査研究及び推進 (2) 在宅医療等に関する調査研究、推進 (3) 国保直診の地域連携パスに関する事項 (4) 会員施設の看護及び介護に関する事項 (5) 会員施設における介護保険事業に関する事項 (6) リハビリテーションに関する事項

別表第2（部会の所管事項）

部会の名称	所 管 事 項
歯科保健部会	(1) 地域医療における歯科保健の推進 (2) 歯科保健（口腔ケア、口腔機能改善）の推進 (3) 歯科医師臨床研修制度の推進
診療所部会	診療所の運営に関する事項
摂食嚥下・NST研究部会	国保直診の栄養改善対策（地域における関係機関等と連携して取り組む栄養改善対策を含む。）に関する調査研究及び推進
在宅医療推進部会	在宅医療、在宅看護、在宅リハビリテーション等に関する調査研究及び推進
看護・介護部会	会員施設の看護及び介護の充実並びに安全対策に関する調査研究及び推進
リハビリテーション部会	リハビリテーションに関する調査研究及び推進

公益社団法人全国国民健康保険診療施設協議会委員会組織図



公益社団法人全国国民健康保険診療施設協議会賛助会員規程

(目的)

第1条 公益社団法人全国国民健康保険診療施設協議会（以下「本会」という。）定款第5条第1項第2号に定める賛助会員については、この規程に定めるところによる。

(賛助会員の種類)

第2条 賛助会員は、次の3種とする。

- (1) A会員 本会の正会員が属する国民健康保険診療施設（以下「施設」という。）に併設された保健・福祉施設、又は本会の正会員が所属する施設との機能連携のもとに事業を実施する保健・福祉施設
- (2) B会員 本会の会員であった者又は本会の趣旨に賛同する者若しくは施設
- (3) C会員 本会の趣旨に賛同する団体又は企業

(権利義務)

第3条 賛助会員は、本会が実施する各種の事業に参加することができる。

2 賛助会員は、本会会費規程に定めるところにより会費を納入しなければならない。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、社員総会の議決を経て行う。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、賛助会員について必要があるときは、会長が別に定める。

附 則

この規程は、本会が公益社団法人の移行登記を行った日より施行する。

(様式第1号)

正会員入会申込書

1 施設の名称

2 管理者（院長・所長）氏名

(生年月日) (大・昭・平 年 月 日)

3 施設の所在地（〒 - ）

(電話 FAX)

4 施設の開設年月日 昭和・平成 年 月 日

5 施設の状況

病 床 数			職 員 数								
一般	その他	合計	医師	歯科 医師	薬剤師	看護師	歯 科 衛生士	その他 技術員	事務 職員	その他 職 員	合計

公益社団法人全国国民健康保険診療施設協議会に入会を申し込みます。

平成 年 月 日

申込者

印

公益社団法人全国国民健康保険診療施設協議会
会 長 殿

(様式第2号)

A 会 員

賛助会員入会申込書

- 1 施設の名称

- 2 管理者の職氏名
(生年月日) (大・昭・平 年 月 日)

- 3 施設の所在地 (〒 -)

(電話 FAX)

- 4 施設の開設年月日 昭和・平成 年 月 日

- 5 施設状況 事業内容、職員数、居室数、入所定員数等がわかる参考資料
(パンフレット等) 1部を添付して下さい。

公益社団法人全国国民健康保険診療施設協議会に入会を申し込みます。

平成 年 月 日

申込者

印

公益社団法人全国国民健康保険診療施設協議会
会 長 殿

(様式第3号)

個人B会員

賛助会員入会申込書

1 入会申込者氏名

(生年月日) (大・昭・平 年 月 日)

2 申込者の住所 (〒 -)

(電話 FAX)

3 勤務先の名称

4 勤務先における職名

5 勤務先の所在地 (〒 -)

(電話 FAX)

公益社団法人全国国民健康保険診療施設協議会に入会を申し込みます。

平成 年 月 日

申込者

印

公益社団法人全国国民健康保険診療施設協議会
会 長 殿

賛助会員入会申込書

1 施設の名称

2 管理者の職氏名

(生年月日) (大・昭・平 年 月 日)

3 施設の所在地 (〒 -)

(電話 FAX)

4 施設の開設年月日 昭和・平成 年 月 日

5 施設状況 事業内容、職員数、居室数、入所定員数等がわかる参考資料
(パンフレット等) 1部を添付して下さい。

公益社団法人全国国民健康保険診療施設協議会に入会を申し込みます。

平成 年 月 日

申込者

印

公益社団法人全国国民健康保険診療施設協議会
会 長 殿

賛助会員入会申込書

1 団体（企業）の名称

2 代表者氏名

職名

3 団体（企業）の所在地 (〒 -)

(電話 FAX)

4 団体（企業）の状況

・ 設立（創立）年月日 昭和・平成 年 月 日

・ 事業内容

※ 団体又は企業の事業内容がわかる参考資料（パンフレット等）
がありましたら1部添付して下さい。

公益社団法人全国国民健康保険診療施設協議会に入会を申し込みます。

平成 年 月 日

申込者

印

公益社団法人全国国民健康保険診療施設協議会
会 長 殿

公益社団法人全国国民健康保険診療施設協議会 理事及び監事の選任に関する規程

(目的)

第1条 本会定款第22条第1項に規定する理事及び監事の選任に関する手続き等を定め、適正かつ円滑な役員を選任を図ることを目的とする。

(理事候補者の推薦)

第2条 理事候補者の推薦は、次のとおりとする。

- (1) 各ブロック協議会の代表者は、別表に定める理事数を正会員の中から推薦する。
- (2) 会長は、正会員及び正会員以外の中から若干名推薦することができる。

(監事候補者の推薦)

第3条 監事候補者は、会長が推薦する。

(理事と監事の兼務禁止)

第4条 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(理事の補欠選任)

第5条 任期の途中で理事が退任し欠員が生じたときは、第2条の規定により、理事の補欠候補者の推薦を受け、総会において選任する。

2 会長は、理事の定数の範囲内において、理事を追加しようとするときは、その候補者を推薦することができる。

(監事の補欠選任)

第6条 任期の途中で監事が退任し欠員が生じたときは、第3条の規定により、補欠の監事の候補者を会長が推薦する。

(就任承諾書等の提出)

第7条 理事又は監事に選任された者は、すみやかに理事(監事)就任承諾書(様式第1号)及び履歴書(様式第2号)を会長に提出するものとする。

(変更の届出)

第8条 理事及び監事は、勤務先の職名、住所等に変更があったときは、速やかに理事(監事)届出事項変更届(様式第3号)により会長にその旨を届出しなければならない。

(理事及び監事の辞任申出)

第9条 理事及び監事が任期の途中で辞任しようとするときは、その理由及び退任時期を明記した理事(監事)辞任申出書(様式第4号)を会長に提出しなければならない。

附 則

この規程は、本会が公益社団法人の移行登記を行った日より施行する。

別 表

ブロック協議会の推薦理事数

ブロック協議会	所 属 都 道 府 県 名	理事数
北海道国民健康保険 診療施設連絡協議会	北海道	2名
東北地方国保診療施設 協議会	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県	4名
関東甲信静地区国保 診療施設協議会	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、 山梨県、長野県、静岡県	4名
東海北陸地方国保 診療施設協議会	富山県、石川県、福井県、愛知県、岐阜県、三重県	3名
近畿地方国保診療施設 協議会	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	2名
中国地方国保診療施設 協議会	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	3名
国保診療施設四国 ブロック会	徳島県、香川県、愛媛県、高知県	2名
九州地方国民健康保険 診療施設協議会	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	3名
合 計		23名

様式第1号

理事（監事）就任承諾書

平成 年 月 日

公益社団法人全国国民健康保険診療施設協議会

代表理事・会長 殿

公益社団法人全国国民健康保険診療施設協議会の理事（監事）に就任することを承諾いたします。

ただし、任期は平成 年 月 日から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

平成 年 月 日

住所

氏名

印

様式第2号

履 歴 書

自 宅	住 所 (〒 -)
	電話番号 () - FAX () -
勤 務 先	名 称
	住 所 (〒 -)
	電話番号 () - FAX () -
	Eメールアドレス _____

(ふりがな) 氏 名 職 名		
生 年 月 日	大 正 昭 和 年 月 日 生 平 成	
性 別	男 女	
最 終 学 歴	卒業年次 昭和 平成 年	大学名
専門診療科目		
職 歴	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

様式第3号

理事（監事）届出事項変更届

このたび、次のとおり変更になりましたのでお届けいたします。

1 自宅関係

事 項	変 更 前	変 更 後
住 所	(〒 -)	(〒 -)
電話番号		
FAX番号		

2 勤務先関係

事 項	変 更 前	変 更 後
施設名称		
役職		
所在地	(〒 -)	(〒 -)
電話番号		
FAX番号		
Eメール		
その他		

平成 年 月 日

氏名 印

公益社団法人全国国民健康保険診療施設協議会
代表理事・会長 殿

(記入上のお願い) 変更のあった事項欄のみご記入ください。

様式第4号

理事（監事）辞任申出書

私儀

下記の理由により公益社団法人全国国民健康保険診療施設協議会理事（監事）を辞任いたしたくお届けいたします。

（理由）

平成 年 月 日

氏名

印

公益社団法人全国国民健康保険診療施設協議会
代表理事・会長 殿

名誉会長の推薦及び顧問の委嘱に関する規程

(目的)

第1条 公益社団法人全国国民健康保険診療施設協議会（以下「本会」という。）定款第28条及び第29条に規定する名誉会長の推薦及び顧問の委嘱について、定款に定める事項の他の必要な事項は、この規程の定めるところによる。

(名誉会長の推薦)

第2条 会長は、次の各号のいずれかに該当し、名誉会長に推薦することが適当と認められる者を理事会に推薦する。

- (1) 本会の会長を3期以上務めた者
- (2) 国民健康保険事業に関係のある法人の代表者又はその経験者
- (3) 地域包括医療・ケアの発展に貢献し、本会の運営に協力的な学識経験者

2 名誉会長は、理事会において推薦された者について、社員総会において選任し、会長が委嘱する。

(顧問の委嘱)

第3条 会長は、次の各号のいずれかに該当し、顧問に委嘱することが適当と認められる者を理事会の同意を得て委嘱する。

- (1) 本会の会長を務めた者
- (2) 国民健康保険診療施設の育成発展に功労のあった者
- (3) 顧問に委嘱することが適当と認められる学識経験者

(処遇)

第4条 名誉会長及び顧問は、定款第7条第1項で定める経費の負担及び当会が主催する全国国保地域医療学会等の参加負担金を免除する。

(その他)

第5条 この規程に定めるほか、必要な事項は会長が定める

附 則

この規程は、本会が公益社団法人の移行登記を行った日より施行する。

名誉会員、特別会員及び参与の委嘱に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人全国国民健康保険診療施設協議会（以下「本会」という。）の運営と発展に多大の貢献をなし、特に顕著な功績をあげた会員、退職会員並びに学識経験者を名誉会員、特別会員又は参与に、それぞれ委嘱するために必要な事項を定めることを目的とする。

(名誉会員、特別会員、参与)

第2条 名誉会員、参与又は特別会員に推薦される者は、次の1号から3号に該当するものとする。

- (1) 名誉会員は、本会の会長を務めた者
- (2) 特別会員は、本会の副会長を務めた者
- (3) 参与は、本会の役員又は委員会等委員として20年以上在任した者及び参与に委嘱することが適当と認められる学識経験者

2 名誉会員、特別会員及び参与は、会長の諮問に応じ、本会の各会議に出席して意見を述べることができる。

(推薦)

第3条 名誉会員、特別会員及び参与の推薦は、会長が行う。

(委嘱)

第4条 会長は、理事会の同意を得て、名誉会員、特別会員及び参与を委嘱する。

(処遇)

第5条 名誉会員、特別会員及び参与は、定款第7条第1項で定める経費の負担及び当会が主催する全国国保地域医療学会等の参加負担金を免除する。

(その他)

第6条 この規程に定めるほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、本会が公益社団法人の移行登記を行った日より施行する。

参与の委嘱期間に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人全国国民健康保険診療施設協議会（以下「本会」という。）が、参与を委嘱する場合の委嘱期間の取り扱いについて定めることを目的とする。

(委嘱期間)

第2条 参与の委嘱期間は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。

2 委嘱期間は、本会の役員の任期と同じものとする。

附 則

この規程は、本会が公益社団法人の移行登記を行った日より施行する。

常任顧問及び相談役顧問の委嘱に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人全国国民健康保険診療施設協議会（以下「本会」という。）定款第29条で定める顧問の中から、本会の会長を務めた者であって、その退任後においてその知識と経験が本会の運営と発展のために必要不可欠である認められる場合に、常任顧問及び相談役顧問を委嘱するために必要な事項を定めることを目的とする。

(常任顧問)

第2条 常任顧問の定数は、若干名とする。

- 2 常任顧問は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。
- 3 常任顧問の任期は2年とし、本会役員の任期と同じものとする。ただし、再任を妨げない。
- 4 常任顧問は、本会の事業運営に参画し、かつ、渉外業務を担当する。

(相談役顧問)

第3条 相談役顧問の定数は、若干名とする。

- 2 相談役顧問は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。
- 3 相談役顧問の任期は2年とし、本会役員の任期と同じものとする。ただし、再任を妨げない。
- 4 相談役顧問は、本会の事業運営に関して会長の諮問に応じて諸会議に出席し意見を述べ、特に、地域包括医療・ケアの構築に関する調査研究及び普及推進を担当する。

(その他)

第4条 この規程に定めるほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、本会が公益社団法人の移行登記を行った日より施行する。

公益社団法人全国国民健康保険診療施設協議会会費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人全国国民健康保険診療施設協議会（以下「本会」という。）定款第7条の規定に基づき、会員が本会に支払義務を負う会費について定めるものとする。

(正会員の会費の額)

第2条 正会員の会費の額は、正会員が管理する国民健康保険診療施設（以下「施設」という。）の規模に応じて、別表の施設割と病床割の合計額（診療所は施設割の額）とする。

2 正会員が同時に2以上の施設の管理者であるときは、それぞれの施設に応じて前項の規定に基づき算定した額とする。

(賛助会員の会費の額)

第3条 賛助会員の会費の額は、賛助会員規程に定める区分に応じて別表に定める額とする。

(会費算定期日)

第4条 正会員の会費算定の期日は、当該年度の4月1日現在とする。

(会費の調整)

第5条 年度の当初において正会員の施設が、次の各号のいずれかにすることが既に明らかになっている場合の当該年度の会費の額は、別に定める基準に従い次の各号に該当する以前の期間と該当した後の期間ごとに、前2条の規定に準じて計算して得た金額を合算した額とすることができる。

(1) 年度の途中で病院を廃止し、引続き国民健康保険診療所を開設し運営することがあきらかとなっている場合

(2) 年度の途中で病院の病床数を大幅に減少することが明らかになっている場合

2 正会員が年度の途中で入会した場合の会費の額は、年額を12カ月で除した額に未経過月数（1カ月未満の月数は、これを切り捨てる。）を乗じて得た金額とし、当該金額に円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

3 会員が年度の途中で退会し又は除名された場合であってもその年度の会費は、これを納入しなければならない。

(納期)

第6条 会費の納期は毎年6月とする。ただし、正会員については、6月と11月の2回に分けて納付することができる。

(会費の用途)

第7条 第2条及び第3条の会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、会費の徴収に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この規程は、本会が公益社団法人の移行登記を行った日より施行する。
- 2 病床割については、500床を超える施設にあっては、当分の間、500床を限度とする。
- 3 病床数は、当該施設の許可病床数（感染病床を除く。）とする。

別 表

区 分		会費の額（年額）	
正 会 員	施 設 割	病 院（1施設あたり）	130,000円
		診 療 所（1施設あたり）	50,000円
	病 床 割	病 院（1病床あたり）	850円
賛 助 会 員		A会員	10,000円
		B会員（施設）	10,000円
		B会員（個人）	5,000円
		C会員	10,000円

会費算定の調整に関する細則

(総則)

第1条 会費規程（以下「規程」という。）第5条第1項の規定に基づく会費の調整については、この細則により取り扱うものとする。

(会費の算定)

第2条 規程第5条第1項第1号に該当する会員の当該年度の会費の額は、次の各号により計算して得た額を合算した金額とし、当該金額に円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

- (1) 会員の施設が病院として設置される予定の期間については、当該年度の4月1日現在の会費の年額を12カ月で除した額に、4月1日から病院を廃止するまでの月数（1カ月未満の月数は、これを切り上げる。）を乗じて得た金額
- (2) 診療所として設置される予定の期間については、診療所の会費の年額を12カ月で除した額に、開設予定の日から当年度の3月31日までの月数（1カ月未満の月数は、これを切り捨てる。）を乗じて得た金額

2 規程第5条第1項第2号の規定に該当する病院は、4月1日現在の病床数（会費算定の対象となる病院に限る。）を年度途中で50パーセント以上又は50床以上減少する予定の病院とし、当該年度の会費の額は、次の各号により計算して得た額を合算した金額とし、当該金額に円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

- (1) 病院の施設割の会費の年額
- (2) 4月1日現在の病床数を減少する予定の期日までの期間については、当該病床による病床割の会費の年額を12カ月で除した額に、4月1日から病床を減少するまでの期間の月数（1カ月未満の月数は、これを切り上げる。）を乗じて得た金額
- (3) 病床を減少した日から当年度の3月31日までの期間については、減少後の病床数による病床数割の会費の年額を12カ月で除して得た額に、その期間の月数（1カ月未満の月数は、これを切り捨てる。）を乗じて得た金額

(決定)

第3条 前条の規定による会費の算定は、該当する会員の申請に基づき、理事会の議を経て、会長が決定する。

(申請手続)

第4条 第2条の規定による会費の算定を受けようとする会員は、会長が定める期限までに、別紙様式「会費調整に関する申請書」に規程第5条第1項の各号に該当すること及びその予定時期を明らかにする資料を添付して、会長に申請するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、本会が公益社団法人の移行登記を行った日より施行する。

別紙様式

平成 年度会費算定の調整に関する申請書

平成 年 月 日

公益社団法人全国国民健康保険診療施設協議会会長 殿

(申請者)

所在地

施設名

施設長

TEL

印

平成 年度の国診協会費について調整していただきたく申請いたします。

1 平成 年 4 月 1 日現在の施設状況

施設の名称								特記事項
病床	種類	一般病床	療養病床		精神病床	結核病床	合計 (A)	
	病床数		医療型	介護型				床
経営形態		○自治体の直営 ○指定管理者制度 ○その他 ()						

2 年度途中での会費調整の該当事由とその時期

(1) 申請事由	① 病院を診療所に変更 ② 病床数を大幅に減少
(2) 該当事期	平成 年 月 日

3 変更後の施設状況

施設の名称 (変更される場合記入)									
病床	種類	一般 病床	療養病床		精神病床	結核病床	合計 (B)	削減数 B - A	削減割合 A/B
	病床数		医療型	介護型					
経営形態		○自治体の直営 ○指定管理者制度 ○その他 ()							
特記事項									

地域包括医療・ケア事業推進資金の運用規程

(目的)

第1条 公益社団法人全国国民健康保険診療施設協議会（以下「本会」という。）の定款第4条に定める地域包括医療に関する調査研究等の事業を推進するため、本会に「地域包括医療・ケア事業推進資金」を設置し、適正な運用を図ることを目的とする。

(事業)

第2条 本会は、地域包括医療・ケア事業の推進を図るため、次に掲げる事業に資金及び資金の運用益を使用することができる。

- (1) 全国国保地域医療学会の開催
- (2) 都道府県協議会における国保地域医療学会に対する支援
- (3) 国民健康保険診療施設（以下「国保直診」という。）の所属職員における研修の実施
- (4) 諸外国における保健・医療・介護・福祉活動の調査研究の実施
- (5) 国保直診が中心となつて行う地域包括医療・ケアの実践に関する調査研究事業の実施
- (6) その他地域包括医療・ケアの推進に関する事業

(資金の積立)

第3条 本会の定款第7条に定める経費の負担において、毎年度の決算時に残余を生じる場合には、資金に積み立てることができる。

- 2 本会は、資金に不足が生じる場合には、寄付金を資金に積立することができる。

(資金の運用)

第4条 本会は、資金を次の方法により安全かつ効率的に運用するものとする。

- (1) 国債、地方債、その他確実と認められる有価証券の取得
- (2) 預金又は貯金
- (3) 信託業務を行う銀行又は信託会社への金銭信託もしくは貸付信託

- 2 資金を適正に運用するため、会長が別に定めるところにより運営委員会を設置する。

(区分経理)

第5条 本会は、資金に係る経理については、公益目的事業会計で行う。

(解散)

第6条 本会が解散する場合における資金の整理は、定款第47条による。

(その他)

第7条 この規程に定めるほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、本会が公益社団法人の移行登記を行った日より施行する。

役員報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人全国国民健康保険診療施設協議会（以下「本会」という。）定款第27条の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、前号の役員のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）並びに手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本会は、常勤役員の職務執行の対価として報酬、賞与及び退職手当を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とする。
- 3 常勤役員は、第1項の規定にかかわらず、報酬等を辞退することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 常勤役員の報酬及び賞与の総額は、別表「常勤役員の報酬及び賞与の年間総額」に定める金額の範囲内とし、会長は、理事会の承認を得て、その総額の範囲内で各々の常勤役員の報酬及び賞与を決定するものとする。

- 2 退職手当は、退職時の報酬の月額に100分の150を乗じて得た額に、在職年数を乗じて得た額の範囲内とし、会長は、理事会の承認を得て決定するものとする。
- 3 前2項にかかわらず、監事の報酬等は、社員総会で決定した額の範囲内で、監事の協議により支給するものとする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関

口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

3 退職手当の支給にあたっては、本人の死亡による退職の場合は、その遺族に支給する。

(通勤手当)

第7条 常勤役員には、その通勤の実態に応じて、通勤手当を支給する。

(費用)

第8条 本会は、役員がその職務の遂行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第9条 本会は、この規程をもって、公益認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、本会が公益社団法人の移行登記を行った日より施行する。

2 本会には、当面の間、常勤理事及び常勤監事を設置しない。

別表 「常勤役員の報酬及び賞与の年間総額」

①会長である理事 年間総額12,000,000円の範囲内

②会長以外の理事 年間総額11,000,000円の範囲内

③監事 年間総額11,000,000円の範囲内

議案第6号

役員を選任について

協 議